

◎ 警報の範囲は、**愛知県全域、愛知県西部、尾張東部、名古屋市**に発令された場合に該当します。

### 1 暴風警報 及び 特別警報 の 発令・解除 による対応

参照：気象庁 HP「特別警報」<http://www.jma/kishou/knou/tokubetsu-keiho/>

#### (1) 在宅中（家にいるとき）の対応

[警報の発令・解除]	[授 業]	[登 校]
午前6時までに、 警報等が発令された場合 及び解除されない場合	午前中の授業を中止します。 ※ 午前6時のテレビ・ラジオ放送等で判断してください。	登校しません。
午前6時から11時までに、 警報等が解除された場合	午後の授業を実施します。 午後の授業がある学年のみ、昼食をすませて登校します。	午後1時15分までに 分団で登校します。
午前11時を過ぎてから 警報等が解除された場合	当日の授業を中止します。	登校しません。

☆ 在宅中に暴風警報及び特別警報が発令・解除された場合はメール配信はしません。  
(テレビ・ラジオ等の情報で、上記に従って判断していただきますようお願いいたします。)

#### (2) 在校中（校内にいるとき）の対応

暴風警報 発令時	速やかに下校させます。 状況を見ながら、下校時刻をメール配信で連絡します。
特別警報 発令時	原則、児童は学級待機として、 状況を見ながら、下校方法をメール配信で連絡します。

### 2 暴風警報・特別警報以外の 大雨警報、洪水警報、大雪警報等の発令時

- ☆ 原則として、平常通り授業を行います。
- ☆ 登校に危険が伴う場合、メール配信で授業の中止をお知らせすることがあります。

### 3 警報の種類にかかわらず、登下校途中に警報が発令された場合

登校途中の場合	そのまま登校します。 平常時と異なる対応の場合のみ、メール配信します。
下校途中の場合	そのまま帰宅します。

☆ 暴風警報及び特別警報以外の警報が発令された場合で、平常時とは異なる対応の場合には、メール配信をします。

※ 事前に休校が決定された場合には、平日、土日祝を問わず、前日の午前12時までに、教育委員会から直接、「きずなネット学校連絡網」にて通知がされます。加えて、教育委員会のホームページでも休校についてお知らせします。